

栗津町内会の皆様へ

★ “ゴミの不法投棄”です★

栗津町内会長 菅野 信成
保健衛生委員

毎回ごみの排出についてお願いしていますが、一部の方にはご協力してもらえません。どうすれば協力してもらえるんでしょうね。

※木材は剪定枝ではありません!!

排出した人は責任をもって回収し、燃やすゴミに出してください。

※剪定枝とは、「生木を剪定した枝や落ち葉」のことです。

* それら以外(竹や笹類、葦簣)は燃やすごみに出してください。

* 草は根部の土を落とせばOK。



以上。